

令和7年度入学 社会福祉学部 編入学（推薦）試験問題の出典

種別	大問 番号	著者名	著作物名	書名等	版元
小論文	一	中井 治郎	日本のふしぎな夫婦同姓 社会 学者，妻の姓を選ぶ	2021 年 P178-184 より 一部改変	PHP研究所

令和7年度 編入学（推薦）

社会福祉学部
小 論 文 (120 分)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この冊子は、2 ページあります。なお、下書き用紙が 2 枚あります。
3. 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
4. 解答は、必ず**黒鉛筆**（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
5. 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
6. 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
7. 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

次の文章を読み、あとの問いに答えなさい。(配点 50 点)

選択的夫婦別姓の是非をめぐる議論においてはいくつもの論点や文脈が交錯し、賛成派と反対派の議論がなかなか噛み合わないことが常である。40 年戦争といわれるが、いうなれば 40 年間ずっと平行線の議論を続けてきたということである。「いつまで経っても同じ議論の繰り返しばかり」——そんな疲れ切ったため息を聞くことが多い。なぜこんなに議論が噛み合わないのだろうか？

たとえば、もし選択的夫婦別姓が制度化されたとしても、すべての夫婦が別姓であることを強いられるようになるわけではない。変わるのは「選択できるようになる」ことだけである。仕事のことや、子どものこと。そして、思い描いていた理想の家族像。それぞれの事情や信条を鑑みて^{かんが} 当人同士が同姓を求めるのであれば、結婚して苗字を同じくすることはもちろんこれまで通り可能である。つまり、制度が変わったとしても自分が望まぬ選択を強制されるわけではない。

では、なぜ、他者が自分とは違う選択ができるようになることを、これほど恐れる人々がいるのだろうか？ 「なぜ、そんなに他人の選択が気になるのか？ 賛成派の人々の多くはここで首をかしげてしまう。

(中 略)

現在、選択的夫婦別姓の制度化を進める人々の前に立ちふさがっている分厚い壁の正体は、実は「選択できるようになる」ことへの恐れなのかもしれない。それは家族の形が選択の余地なく強制されている現状から、さまざまな形のなかから自ら選びとらなくてはならなくなることへの不安である。

選択的夫婦別姓で求められているものの核にあるのは、個人の自由であるという。自由になることは「良いこと」のように思える。それに不安を感じることは不条理なことなのだろうか？

しかし、現代社会において多くの人が望む個人の自由の拡大が、同時に多くの人々が不安に晒される状況を伴うものであることは、近代文明批判の主要なテーマとして長らく議論されてきたものであり、これまでさまざまな概念を用いて分析が試みられてきた課題である。

たとえば、このような個人化における自由と不安定性の二律背反について、1970 年代以降の社会構造の変化を再帰的近代化として捉えたドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックは、「リスク社会」という概念を基礎にこれを分析している。端的にいうならば、個人がそれまでがんじがらめに縛られていた「しがらみ」から自由になる代わりに、丸裸で社会に放り込まれるような社会状況である。その「しがらみ」は社会と個人の間クッションのように存在していた中間集団であり、個人の自由を制限するものである代わりに、さまざまなリスクから個人を守っていたものであった。

(中 略)

これまで否応なく課されていた「男らしく」「女らしく」、そして「父らしく」や「母らしく」という役割のまま生きてさえいれば、それで一生は安泰であるという性別役割分業に基づく保障が、男女ともに不確実なものになったということである。

そのような意味では、終身雇用や年金システムなど、生涯にわたる「食い扶持」が多くの人に保障されていた産業社会の特徴は、まさにその確実性であった。しかし、いま社会の各領域で進行しているものは、そのような中間集団や役割構造から人々が解き放たれ確実性を失っていく、「世界リスク社会への動乱へと解

き放たれる過程」と見るができるという。

たしかに人々は性別役割や家族から自由になりつつある。しかし、それは次の新しい安定的な「しがらみ」にふたたび包摂されることのない解き放ちだったのである。これが、自分で自分の生き方を選ぶ時代に入々が直面するリスクと不安の構造といえるだろう。

固定的な居場所や役割に縛られることのない、そして守られることもない人々の生き方の個人化と、その結果としての多様化という社会の変化。これをカバーするために西欧やアメリカでは、1970年代から80年代にかけて選択的夫婦別姓の導入を含めて家族に関連する法制度の改正が進められてきた。

いちはやく個人化が進んだ男性に比べて、他者のための存在であることを強いられ続けていた女性にもこれは及び、いま女性たちも「自分のための存在」になろうとしている。中間集団の弱体化によって彼女たちにも個人化が訪れたということが、世界各国で進んだ選択的夫婦別姓制度化の推進力だったということなのだろう。

しかし、日本においては新しい時代における人々の生き方をカバーするための民法改正が立ち遅れている。むしろ、これを新しい公的システムでカバーするのではなく、扶養義務の強化など旧来の家族の役割を再強化しようという動きさえ見られる。その一端が選択的夫婦別姓の制度化を拒み続ける「40年戦争」なのである。

(中 略)

「選べるか、選べないか」ではなく、われわれはすでに個々人が自分で生き方や家族のあり方を選ばざるを得ない、自由で厳しい時代を生きている。

(中井治郎『日本のふしぎな夫婦同姓 社会学者、妻の姓を選ぶ』、PHP 研究所、2021 年、 pp.178-184 より、一部改変)

問1 下線部「自由で厳しい時代」とあるが、何から自由になって、なぜ厳しいものであるか、本文に即して120字以上150字以内で説明しなさい。

問2 「女らしさ」もしくは「母らしさ」という言葉を用いながら、産業社会において女性がどのような役割であったかを具体例を挙げて説明しなさい。そして、女性が「個人化」することによっておこる社会リスクとその解決策についてあなたの考えを書きなさい。なお、解答は700字以上800字以内とする。